

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

フォリトロピン ベータ製剤（遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤）の
保険適用上の取扱いについて

今般「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成20年6月20日付け厚生労働省告示第339号をもって改正され、
フォリトロピン ベータ製剤のカートリッジ製剤（専用のペン型注入器及び針を用いて投与する製剤であるフォリスチム注300IUカートリッジ及び同600IUカートリッジ）が薬価基準に収載されたこととあわせて、フォリトロピン ベータ製剤の保険適用上の取扱いについては下記のとおりとするとともに、関係する通知の一部を改正しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 保険適用上の取扱い

本製剤は、「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）別表第九の「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」とされている「性腺刺激ホルモン製剤」に含まれるものであるが、従前は、関連通知「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の別添1第2章第2部第2節第1款C101の(1)に基づき、本製剤については在宅自己注射指導管理料を算定できないものとして取り扱ってきたところである。

今般、この取扱いを改め、本製剤を「視床下部一下垂体機能障害に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」の治療のために投与した場合は、在宅自己注射指導管理料を算定できることとする。

2 関係通知の一部改正

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部を次のように改正する。

別添1第2章第2部第2節第1款C101の(1)を次のように改める。

- (1) 在宅における排卵誘発を目的とする性腺刺激ホルモン製剤を用いた治療については、在宅自己注射指導管理料は算定できない。ただし、性腺刺激ホルモン製剤に含まれるフォリトロピン ベータ製剤（遺伝子組換えヒト卵胞刺激ホルモン製剤）を、「視床下部一下垂体機能障害に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発」の治療のために投与した場合に限っては、在宅自己注射指導管理料を算定できる。